

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（環境保全対策グループ）（06-6615-7923）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	特定施設の計画変更命令、計画廃止命令
概要	ダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項又は第14条第1項の規定による特定施設の設置・変更届出があった場合において、その届出に係る特定施設に係る排出ガスにあつては当該特定施設の排出口、排水水にあつては当該特定施設が設置されている水質基準適用事業場の排水口において、その排出ガス又は排水水に含まれるダイオキシン類の量が第8条第1項の排出基準に適合しないと認めるとき、特定施設に関する計画の変更又は計画の廃止を命令することができる。
根拠法令等 及び条項	ダイオキシン類対策特別措置法第15条
処分基準	ダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項又は第14条第1項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定施設に係る排出ガスにあつては当該特定施設の排出口、排水水にあつては当該特定施設が設置されている水質基準適用事業場の排水口において、その排出ガス又は排水水に含まれるダイオキシン類の量が第8条第1項の排出基準に適合しないと認めるとき
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060992.html
備考	